

Q

12

被後見人の財産がなくなったとき

被後見人の財産がほとんどありません。入院費などを支払って全部なくなってしまったら、後見人が被後見人の生活費を負担しなければなりませんか。



A

後見人ではなく、被後見人の扶養義務者が負担します。もし、後見人自身が、被後見人の扶養義務者であれば、負担を求められることがあります。身寄りがないなど、だれの援助も受けられない場合は、生活保護を受給することになります。

【扶養義務者がいる場合】

被後見人の生活に要する費用は、基本的には被後見人の財産から支払われるのが相当です。仮に被後見人の収入が十分でなく、財産も底をついた場合、その費用は後見人ではなく、被後見人の扶養義務者（配偶者、親、祖父母、子、孫、兄弟姉妹）が負担することになります。後見人自身が扶養義務者であれば、結果として、被後見人の生活費を負担することもあるでしょう。

なお、扶養義務者が複数いる場合は、誰がどのように負担するかを話し合いで決めることになります。決まらない場合は、家庭裁判所の調停を利用することもできます。

【扶養義務者がいない場合】

被後見人に身寄りがなく、扶養義務者がいなくなったり、いても生活に余裕がなくて援助できないような場合は、生活保護など公的扶助に頼る以外にないでしょう。